

滑川市公共施設への太陽光発電設備導入可能性調査業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた滑川市の取り組みの一つとして、本市が所有する公共施設の屋根等に太陽光発電設備を設置するため、設置の可否の判断及び設置に際し必要となる情報の調査等を実施する受託業者を公募型プロポーザルにより選考するにあたり、必要な事項を本要領にて定める。

2 業務等の概要

(1) 業務名

滑川市公共施設への太陽光発電設備導入可能性調査業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務の内容

別紙「仕様書」のとおりとする。

(3) 業務の期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 9 日（金）まで

(4) 業務費に係る委託限度額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

10,000,000 円

(5) 前金払

無

3 選定及び契約方法

価格のみによる競争では本業務の目的が達成できないため、公募型プロポーザル方式により契約締結候補者を選定し、仕様書等について協議した上で委託契約を締結する。

4 参加資格

本業務を円滑に実施する能力を有する事業者であって、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後であって、本件入札に参加することについて支障がないと認められる者を除く。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過していない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。

- (4) 参加申込書提出締切までに、滑川市における令和7・8年度入札参加資格者名簿に掲載されている者であること。
- (5) 企画提案書及び見積書（以下「企画提案書等」という。）の提出日時時点で、指名競争入札に係る指名停止措置を滑川市から受けていない者であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の「第2号事業 公共施設等への太陽光発電設備等の導入支援事業」を活用予定であることから、当該補助金の目的や性質を十分理解しており、かつ、過去3年以内に他市町村において当該補助金を活用した公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援業務を履行した実績を有している者であること。

5 プロポーザル実施に係るスケジュール

内容	日程
プロポーザル公告（募集開始）	令和7年6月6日（金）
入札参加資格審査申請書の提出締切 （名簿未掲載の事業者のみ。手続きは市HPを参照。）	令和7年6月13日（金）17時まで
実施内容に関する質問締切	令和7年6月13日（金）17時まで
質問に対する回答	令和7年6月18日（水）まで
参加申込書提出締切	令和7年6月25日（水）17時まで
企画提案書等の提出締切	令和7年6月30日（月）17時まで
プレゼンテーション審査	令和7年7月7日（月）予定
審査結果通知・公表	令和7年7月中旬（予定）
業務契約の締結	令和7年7月下旬（予定）

6 質問及び回答

質問については、電子メールにより質問書を提出すること。

(1) 質問書の受付期限

令和7年6月13日（金）17時必着とする。なお、受付期日後に提出された質問書は一切受け付けない。

(2) 質問書の送付先

滑川市総務部財政課財産管理係

e-mail : zaisei@city.namerikawa.lg.jp TEL : 076-475-1254

(3) 回答日

令和7年6月18日（水）までに随時回答

(4) 回答方法

質問者名を伏せて市HP上で回答。なお、質問書に対する回答は、本要領及び仕様書の追加又

は修正とみなす。

7 提出書類等

(1) 提出書類

次の書類をデータにて提出すること（すべてPDF形式）。

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 見積書（様式任意。ただし、仕様書の費用内訳が分かるようにすること。）

ウ 業務実績書（様式第2号）

エ 企画提案書（様式任意。ただし、A4版でプレゼンテーションの時間を考慮したページ数とすること。）

オ 業務実施体制（様式第3号）

カ 工程表（様式任意）

(2) 提出先

〒936-8601 滑川市寺家町104番地

滑川市役所 総務部DX推進課GX係 担当：新田

e-mail：dx@city.namerikawa.lg.jp TEL：076-475-1527

(3) 提出方法

上記提出先へメールにて提出

(4) 提出期限

ア：令和7年6月25日（水）17時まで（必着）

イ～カ：令和7年6月30日（月）17時まで（必着）

8 審査方法等

(1) 審査方法

参加資格要件を満たす者に対し、企画提案書及びプレゼンテーションを審査し、審査員の評価点数の合計が最も高かった提案者を契約締結候補者に決定する。

(2) プレゼンテーション

ア 実施予定日

令和7年7月7日（月）予定

イ 実施場所

滑川市役所本館3階 大会議室

ウ プレゼンテーション内容

プレゼンテーション20分、質疑10分を目安とする。

エ その他

提案者の出席は5名以内とし、プレゼンテーションに必要な機材を持参すること。ただし、モニターは本市が用意する。

(3) 審査基準及び配点

項目	評価基準	配点
1 執行体制・実績	業務実績は十分か。	10 点
	実施体制は整っているか。	10 点
	無理のないスケジュールとなっているか。	10 点
2 企画提案の内容	対象施設の情報収集や調査方法について、具体的で実現性がある提案となっているか。	10 点
	本市の気象状況や地域特性、施設の状況等を踏まえた提案となっているか。	10 点
	太陽光発電設備の設置による建築物への負荷の考慮方法について、設置を前提とした前向きな提案となっているか。	10 点
	発電量・日射量・導入可能量等の調査検討方法について、具体的で実現性がある提案となっているか。	10 点
	太陽光発電設備の導入につながる、費用対効果を考慮した導入計画を検討する提案となっているか。	10 点
	仕様書を踏まえた提案となっており、業務目的や調査内容等を理解した提案となっているか。	10 点
	仕様書に記載のない追加提案（費用の上限額の範囲内で実施できるものに限る。）があれば評価する。	10 点
3 見積額	額の比較	10 点
合 計		110 点

(4) 審査結果の通知・公表

ア 審査結果は、令和7年7月中旬（予定）にメールにより通知するとともに、滑川市HP上にて公表する。

イ 個別の審査内容については非公開とし、審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

9 契約方法

- (1) 審査で決定した契約締結候補者と本市は、本プロポーザルで提案された業務仕様を基に契約及び業務実施に向けた協議を行った上で、随意契約を締結する。なお、契約金額は原則として、契約締結候補者が提出した見積書に記載された額を超えないこととする。ただし、仕様確定に当たり、提案書等に記載された項目について本市が追加を求めた場合は、この限りではない。
- (2) 契約締結候補者が、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。この場合は、次点者と契約の交渉を行う。

10 その他

- (1) 本プロポーザルは、一般社団法人地域循環共生社会連携協会が公募した環境省の補助事業である「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の「第2号事業 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援事業」への採択を前提に行う準備行為であり、不採択となった場合は事業化しないものとする。また、採択となった場合であっても、契約等の手続きは同補助金の交付決定後に行うものとする。
- (2) 提案に係る費用は、すべて提案者の負担とする。
- (3) 提案者には参加報酬は支払わないものとする。
- (4) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で本プロポーザル審査及び補助金に関する作業以外に使用しない。
- (5) 応募者が1社であった場合でも、本プロポーザル（プレゼンテーション審査）を実施し、本要領に定める審査方法に従って契約締結候補者を決定する。